

平成22年度税制改正（非課税等特別措置）見直し事項

（ 廃 止 ・ 縮 減 ）

府 省 庁 名 総務省

No	1
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 (固定資産税) 事業所税 その他()
見直し項目名	次世代ブロードバンド基盤を構成する電気通信設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置
見直し内容(概要)	<ul style="list-style-type: none"> 本特例措置を受けることが可能な事業者について、当該事業者の資本金の額が50億円未満のものに限ることとする。
関係条文	<ul style="list-style-type: none"> 地方税法附則第15条第21項及び第46項 同法施行令附則第11条第31項及び第65項 同法施行規則附則第6条第84項から第85項
廃止又は縮減の理由	<ul style="list-style-type: none"> ブロードバンド・ゼロ地域（2009年3月末、約64万世帯）の解消については、2009年10月現在、以下のように目途している。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 34万世帯については、2009年度補正予算等による公的整備により解消 (2) 約30万世帯については、民間事業者による営業エリア拡大により解消 ブロードバンド・ゼロ地域の解消に向けて本税制は引き続き必要不可欠であるが、相対的に経営規模の小さな事業者にとって、本税制によるランニングコスト支援のインセンティブ効果がより高いと考えられることから、対象となる事業者を資本金の額が50億円未満のものに限ることとするもの。
増収見込額	1,745百万円